

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)

最終改正 平成二十九年六月二日法律第五二号

目次

第一章	総則(第一条—第六条)
第二章	個人番号(第七条—第十六条)
第三章	個人番号カード(第十七条・第十八条)
第四章	特定個人情報の提供
第一節	特定個人情報の提供の制限等(第十九条・第二十条)
第二節	情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供(第二十一条—第二十六条)
第五章	特定個人情報の保護
第一節	特定個人情報保護評価等(第二十七条—第二十九条の四)
第二節	行政機関個人情報保護法等の特例等(第三十条—第三十一条の二)
第六章	特定個人情報の取扱いに関する監督等(第三十二条—第三十八条)
第六章の二	機構処理事務の実施に関する措置(第三十八条の二—第三十八条の七)
第七章	法人番号(第三十九条—第四十二条)
第八章	雑則(第四十三条—第四十七条)
第九章	罰則(第四十八条—第五十七条)
附則	

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)、平二九法三六(平成二九年五月二九日)、平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間に迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)、独立行政法

人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の特例を定めることを目的とする。

※ 議員修正

(定義)

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。
- 3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律において「本人」とは、個人番号によつて識別される特定の個人をいう。
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。)により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報という。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルという。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）、平二八法五一（平成二九年五月三〇日）

第三条（基本理念）

個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めるときを避け、国民の負担の軽減を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

※ 議員修正

第四条（国の責務）

国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号

の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報及び法人番号の利用に確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（事業者の努力）

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 個人番号

（指定及び通知）

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受け取ることができるよう、当該交付の手續に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日

以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

7 通知カードの交付を受けている者は、第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号とすべき番号の生成）

第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めらるものとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の

社会保障、地方税（昭和三十二年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七号、第二十九号第三項若しくは第九十八号第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九号の二第五項若しくは第六項、第三十七号の十一の三第七項、第三十七号の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十号の二の二第十三項若しくは第七十号の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四号の十三の二、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五号から第二百二十八号の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七十条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に關して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五号第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

改正 平二六法一〇（平成二十七年一月一日）、平二七法九（平成二十七年四月一日）、平二七法

九（平成二十八年一月一日）、平二八法一五（平成二十八年四月一日）、平二八法一五（平成二十九年一月一日）、平二七法六五（平成二十九年五月三〇日）、平二七法九、平二七法

六五（平成三〇年一月一日）

（再委託）

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られないよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報に記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するため必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

改正 平二七法六五（平成二十八年一月一日）、平二七法六五（平成二十九年五月三〇日）

（提供の求めの制限）

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

（個人番号カードの交付等）

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所都市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所都市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所都市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有

効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号カードの利用）

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあつては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務

二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十一号に規定する場合を除く。）。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じた個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じた個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第二百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第一条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を

相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十三 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十四 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行つた審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

※ 議員修正

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）、平二九法三六（平成二九年五月二九日）、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）、平二七法六五（平成三〇年一月一日）

第二十条（収集等の制限）

何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

第二十一条（情報提供ネットワークシステム）

総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところに

より、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があったと認めるとき。

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)、平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十一条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十一条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

改正 平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

(秘密の管理)

第二十四條 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五條 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六條 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)と、情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

追加 平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価(特定個人情報情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響に関する評価をいう。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(次項及び次条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。)その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三において同じ。)の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人

個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕、平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

追加 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕
改正 平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(委員会による検査等)

第二十九条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当

該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

追加 平二七法六五（平成二八年一月一日）
改正 平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

（特定個人情報の漏えい等に関する報告）

第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

追加 平二七法六五（平成二八年一月一日）
改正 平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

（行政機関個人情報保護法等の特例）

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第八条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第八条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ること

第十条第一項及び第三項 第十二条第二項	総務大臣 未成年者又は成年被後見人の法定代理人	とが困難であるとき 個人情報保護委員会 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項、第二十八条第二項及び第三十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十七条第二項及び第三十六条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人 配慮しなければならぬ	配慮しなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されるとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されるとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同

第三十六条第二項第二号	第八条第一項及び第二項	法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイル(以下「記録」といふ。)に記録されているとき 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
第九條第二項 第九條第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第九條第二項 第九條第二項第一号	自ら利用し、又は提供し、又は本人に提供するとき	自ら利用し、又は提供し、又は本人に提供するとき
第十二條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)

2
 独立行政法人等が保有する特定個人情報(第二十三條第一項及び第二十二條これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に關しては、独立行政法人等個人情報保護法第九條第二項第二号から第四号まで及び第二十五條の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三條第二項、第二十八條第二項及び第三十七條第二項 第十四條第一号、第二十七條第二項及び第三十六條第二項	法定代理人 未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人 代理人
第三十六條第一項第一号	又は第九條第一項及び第二項の規定に違反して利用されるとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第二項の規定により読み替へて適用する第九條第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されるとき、同法第二十條の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二條第九項に規定する特定

個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十六条第二項第二号	第九条第一項及び第二項	個人情報ファイルを用い(う。)に記録されるとき
第三十条第三項	第二十三条第一項又は第二十四条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
第三十条第三項	本人	本人の同意があり、又は本人
第三十条第三項	第二十三条第一項又は第二十四条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第四項の規定に基づく場合
第十六条第二項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前
第十六条第一項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)、平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十一条、

第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	総務大臣	個人情報保護委員会
第十三条第二項及び第二十八条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人配慮しなければならぬ	配慮しなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第七号に規定する情報提供者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に

<p>総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項(第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報に 関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、 第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章 第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の 適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定の中 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>係る同法第二十三條第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに 限る。</p>
<p>読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第八条第一項</p>	<p>法令に基づく場合を除き、利用目的 自ら利用し、又は提供してはならない</p>
<p>第十条第一項及び第三項</p>	<p>総務大臣 未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>
<p>第十二条第二項</p>	<p>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)</p>
<p>第十三条第二項及び第二十八條第二項</p>	<p>法定代理人</p>
<p>第十四条第一号及び第二十七條第二項</p>	<p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>
<p>第二十六條第二項</p>	<p>配慮しなければならない</p>
	<p>配慮しなければならない この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除す</p>

<p>第三十五条</p>	<p>当該保有個人情報の提供先</p>
<p>当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十三条第三項(同法第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する条件事務関係情報照会者及び条件事務関係情報提供者</p>	<p>ることができる 当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十三条第三項(同法第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する条件事務関係情報照会者及び条件事務関係情報提供者</p>
<p>読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第九条第一項</p>	<p>法令に基づく場合を除き、利用目的 自ら利用し、又は提供してはならない</p>
<p>第十二条第二項</p>	<p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>
<p>第十三条第二項及び第二十八條第二項</p>	<p>法定代理人</p>
<p>第十四条第一号及び第二</p>	<p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>
<p>第十四条第一号及び第二</p>	<p>代理人</p>
	<p>配慮しなければならない この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除す</p>

<p>十七條第二項 第二十六條第二項</p>	<p>後見人の法定代理人 定める</p>	<p>定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六條第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>
<p>第三十五條</p>	<p>当該保有個人情報の提供先</p>	<p>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同條第八号に規定する条件事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三條第一項及び第二十三條第一項及び第二十三條第一項及び第二十三條第一項（これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）</p>

4 独立行政法人等個人情報保護法第三條、第五條から第九條第一項まで、第十二條から第二十條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第三十二條まで、第三十五條及び第四十六條第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三條

<p>第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替へる字句</p>
<p>第九條第一項</p>	<p>法令に基づく場合を除き、利用目的</p>	<p>利用目的</p>	
<p>第十二條第二項</p>	<p>自ら利用し、又は提供してはならない 未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>	<p>自ら利用してはならない 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）</p>	
<p>第十三條第二項及び第二十八條第二項</p>	<p>法定代理人</p>	<p>代理人</p>	
<p>第十四條第一号及び第二十七條第二項</p>	<p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び開示請求者</p>	<p>代理人</p>	
<p>第二十六條第一項</p>	<p>開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない</p>	<p>開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。第三十五條において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に關し、手数料を徴収することができる</p>	
<p>第三十五條</p>	<p>当該保有個人情報の提供先</p>	<p>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の</p>	

利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。)

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)、平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

第三十二条 (地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

改正 平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)

第三十二条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

追加 平二七法六五(平成二八年一月一日)
改正 平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができ、この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政

法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができ、

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)、旧第五十条、平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

(勧告及び命令)

第三十四条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)、旧第五十一条、平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

(報告及び立入検査)

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)、旧第五十二条、平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十

四号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕旧第五十三條、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(措置の要求)

第三十七條 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に關し、費用の節減その他の合理化を図つた上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の關係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕旧第五十四條、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第三十八條 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報保護の保護に關する施策の改善についての意見を述べることができる。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕旧第五十五條、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

第六章の二 機構処理事務の実施に關する措置

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕

(機構処理事務管理規程)

第三十八條の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務(以下「機構処理事務」という。)の実施に關し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕
改正 平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十八條の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報(以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たつては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕
改正 平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(帳簿の備付け)

第三十八條の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に關する事項で総務省令で定めるところを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕
改正 平二九法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(報告書の公表)

第三十八條の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕
改正 平二九法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(監督命令)

第三十八條の六 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕
改正 平二九法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(報告及び立入検査)

第三十八條の七 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施の状況に關し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入らせ、機構処理事務の実施の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕
改正 平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

第七章 法人番号

(通知等)

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百四十八条、第四百四十九条若しくは第五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならぬ。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならぬ。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕 旧第五十八条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(情報の提供の求め)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めるこ

とができる。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕 旧第五十九条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(資料の提供)

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕 旧第六十条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(正確性の確保)

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕 旧第六十一条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第四十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に對するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に對するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕 旧第六十二条、平二六法四二〔平成二八年四月一日〕、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第六十三条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

（権限又は事務の委任）

第四十五条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第六十四条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

（主務省令）

第四十六条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第六十五条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

（政令への委任）

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第六十六条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に關する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に關して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第六十七条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第六十八条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第六十九条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第七十条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報（記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。）

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第七十一条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）旧第七十三条、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕旧第七十四条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

第五十五条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕旧第七十五条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十八条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

追加 平二九法三六〔平成二九年五月二九日〕
改正 平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

第五十六条 第四十八条から第五十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕旧第七十六条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

改正 平二七法六五〔平成二八年一月一日〕旧第七十七条、平二七法六五〔平成二九年五月三〇日〕

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日
二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十四条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二七年政令第一七一号により平成二七年一〇月五日から施行〕
〔平成二八年政令第四〇五号により平成二九年五月三〇日から施行〕

(準備行為)

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律

の実施のために必要な準備行為をすることができる。

第三条 (個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。

5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第三条の二 (日本年金機構に係る経過措置)

日本年金機構は、第九條第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下

欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

2 日本年金機構は、第十九條第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

追加 平二七法六五(平成二八年一月一日)
改正 平二七法六五(平成二九年五月三〇日)

第四条 (委員会に関する経過措置)

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日(以下この条において「経過日」という。)の前日までの間における第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十条第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

第五条 (政令への委任)

附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

改正 平二七法六五(平成二八年一月一日)

第六条 (検討等)

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができると認めることとその他のこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム(総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に

記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4| 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするものについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 法律又は条例の規定による個人情報開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）

二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。

三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し、一の手続により提出されること。

5| 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組み）その他これに準ずるものをいう。）の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報が、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

6| 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力をを行うものとする。

※ 議員修正

改正 平二七法六五（平成二八年一月一日）

別表第一（第九条関係）

改正 平二五法五四（平成二五年一〇月一日）、平二五法六三、平二五法九〇（平成二六年四月一日）、平二五法一〇四（平成二六年七月一日）、平二五法一〇六、平二六法二八（平成二六年一〇月一日）、平二六法四七、平二六法五〇（平成二七年一月一日）、平二四法六七、平二六法八三（平成二七年四月一日）、平二七法六五（平成二八年一月一日）、平二七法一七（平成二八年四月一日）、平二八法六三、平二九法九（平成二九年四月一日）、平二七法六五（平成三〇年一月一日）

未施行1 平二四法一〇二、平二八法一三（平成三一年一〇月一日）
未施行2 平二七法三一（平成三〇年四月一日）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 厚生労働大臣	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六 都道府県知事	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六の二 厚生労働大臣	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に

八 市町村長	よる養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十 都道府県知事又は市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十二 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十三 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令

十五 都道府県知事等	十六 都道府県知事又は市町村長	十七 国税庁長官	十八 社会福祉法第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」と総称する。）	十九 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	二十 厚生労働大臣	二十一 厚生労働大臣	二十二 日本私立学校振興・共済事業団	
で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三 財務大臣	二十四 厚生労働大臣又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）	二十五 削除	二十六 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	二十七 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	二十八 国家公務員共済組合	二十九 国家公務員共済組合連合会	三十 市町村長又は国民健康保険組合	三十の二 都道府県知事	三十一 厚生労働大臣
国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民健康保険法による国民健康保険給付費等交付金の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加

三十二 国民年金基金	入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に 関する事務であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による年金である給付若しくは一時金 の支給又は掛金の徴収に関する事務であつて主務 省令で定めるもの
三十三 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支 給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六 十号)による退職金、解約手当金又は差額の支給 に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十三の二 独立行政法人勤労者退職金共済機構	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) による障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
三十四 市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六 項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管 理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更 又は収入超過者に対する措置に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
三十五 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五 年法律第二百二十三号)による職業紹介等、障害者 職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若 しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在 宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給 又は登録に関する事務であつて主務省令で定める もの
三十六の二 市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三 号)による被災者台帳の作成に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
三十七 都道府県知事等	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八 号)による児童扶養手当の支給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの
三十八 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税 の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還 付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に 規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事 件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課 又は徴収に関する事務であつて主務省令で定める

三十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	もの 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百 五十二号)による短期給付若しくは年金である給 付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員 等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和 三十七年法律第五十三号)による年金である給 付の支給に関する事務であつて主務省令で定める もの
四十 厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三 十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給 に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十一 市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に よる福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であ つて主務省令で定めるもの
四十二 厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十 八号)による援護に関する事務であつて主務省令 で定めるもの
四十三 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法 律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事 務であつて主務省令で定めるもの
四十四 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のな い者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦につ いての便宜の供与に関する事務であつて主務省令 で定めるもの
四十五 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支 給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十六 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三 十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手 当の支給に関する事務であつて主務省令で定める もの
四十七 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障 害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年 金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」と いう。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給 に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和 四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関 する事務であつて主務省令で定めるもの
四十九 市町村長	母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)によ

五十 厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二 厚生労働大臣	雇用対策法による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三 厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十四 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五の二 預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六 市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六の二 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五十八 厚生労働大臣	貸金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による未払貸金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一 厚生労働大臣	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港湾労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十三 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金

六十四 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十五 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十八 市町村長	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九 都道府県知事	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十 都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連連連管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六 市町村長	健康増進法（平成十四年法律第三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金

七十八 独立行政法人日本スポーツ振興センター	七十九 独立行政法人福祉医療機構	八十 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	八十一 独立行政法人日本学生支援機構	八十二 厚生労働大臣	八十三 厚生労働大臣	八十四 都道府県知事又は市町村長	八十五 厚生労働大臣	八十六 厚生労働大臣又は日本私立学
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第九十号）による処遇改善の請求に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四号）に

八十七 厚生労働大臣	八十八 厚生労働大臣	八十九 都道府県知事 八十九 削除	九十 厚生労働大臣	九十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	九十二 厚生労働大臣	九十三 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第九十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）による特例納付保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十三年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合、若しくは地方公務員共済組合連合会

よる文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの

<p>下「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会</p> <p>九十四 市町村長</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十五 厚生労働大臣</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一條の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十五九十六 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。）附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十七九十八 都道府県知事</p> <p>企業年金連合会</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十九 都道府県知事</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第</p>

九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

改正 平二五法五四（平成二五年一〇月一日）、平二五法六三、平二五法九〇（平成二六年四月一日）、平二五法一〇四（平成二六年七月一日）、平二五法一〇六、平二六法二八（平成二六年一〇月一日）、平二六法四七、平二六法五〇（平成二七年一月一日）、平二四

法六七、平二六法八三（平成二七年四月一日）、平二八法四七（平成二八年五月二〇日）、平二八法六三、平二九法九（平成二九年四月一日）、平二九法二五（平成二九年四月二六日）、平二七法六五（平成二九年五月三〇日）

未施行1 平二四法一〇二（平成三一年一〇月一日）

未施行2 平二九法五二（平成三〇年四月一日）

情報照会者 一 厚生労働大臣	事務 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	情報提供者 医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法）又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合 市町村長	特定個人情報 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
-------------------	--	---	--

二 全国健康保険協会	健康保険法による健康保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	る情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報
市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされる者		

五 全国健康保険協会	四 厚生労働大臣	三 健康保険組合	
船員保険法による保険給付の支給に關する事務であつて主務省令で定め	船員保険法第四條第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に關する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 船員保険法第三	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 市町村長 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 健康保険法第十五條に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 健康保険法第十五條に規定する他の法令による給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの
医療保険給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五條に規定する他の法令による給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの	報であつて主務省令で定めるもの 年金給付關係情報であつて主務省令で定めるもの

八 都道府県知事	七 厚生労働大臣	六 全国健康保険協会	
児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十九號附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十號の改正前の船員保険法による保険給付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	るもの
児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食	市町村長	市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	十三條に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 厚生労働大臣
児童福祉法による障害児通所支援に關する情報、地方税關係情報、住民票關係情報、介護保険給付等關係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	児童福祉法による障害児通所支援に關する情報、地方税關係情報、住民票關係情報、介護保険給付等關係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	年金給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	条に規定する他の法令による給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償保険法による給付の支給に關する情報（以下「労働者災害補償關係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 地方税關係情報、住民票關係情報又は介護保険給付等關係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>十 長 市 町 村</p>	<p>九 都 道 府 県 知 事</p>	<p>児童福祉法による 障害児通所給付 費、特例障害児通 費等給付費の支給 に関する事務であ つて主務省令で定 めるもの</p>	<p>児童福祉法第十 九条の七に規定 する他の法令に よる給付の支給 を行うこととさ れている者 都道府県知事等</p>	<p>市 町 村 長</p>	<p>特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律その他 の法令による給 付の支給を行う こととされてい る者 都道府県知事</p>	<p>児童福祉法第十九 条の七に規定する 他の法令による給 付の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの 児童福祉法による障 害児入所支援に関 する情報又は身体障 害</p>	<p>児童福祉法第十九 条の七に規定する 他の法令による給 付の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの 児童福祉法による障 害児入所支援に関 する情報又は身体障 害</p>	<p>児童福祉法第十九 条の七に規定する 他の法令による給 付の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの 児童福祉法による障 害児入所支援に関 する情報又は身体障 害</p>			
<p>十二 市 町 村 長</p>	<p>児童福祉法による 障害児通所給付 費、特例障害児通 所給付費、高額障 害児通所給付費、 障害児相談支援給 付費若しくは特例 障害児相談支援給 付費の支給又は障 害福祉サービスの 提供に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>児童福祉法第二十 一条の五の三、第 二十一条の五の五 の三、三十一に規 定する他の法令に よる給付の支給 を行うこととさ れている者 特別児童扶養手 当等の支給に関</p>	<p>児童福祉法第二十 一条の五の三、第 二十一条の五の五 の三、三十一に規 定する他の法令に よる給付の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの</p>	<p>十一 市 町 村 長</p>	<p>児童福祉法による 障害児通所給付 費、特例障害児通 所給付費、高額障 害児通所給付費、 障害児相談支援給 付費若しくは特例 障害児相談支援給 付費の支給又は障 害福祉サービスの 提供に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>児童福祉法第二十 一条の五の三、第 二十一条の五の五 の三、三十一に規 定する他の法令に よる給付の支給 を行うこととさ れている者 特別児童扶養手 当等の支給に関</p>	<p>児童福祉法第二十 一条の五の三、第 二十一条の五の五 の三、三十一に規 定する他の法令に よる給付の支給に 関する情報であつ て主務省令で定め るもの</p>	<p>児童福祉法による 高額障害児通所給 付費の支給又は障 害福祉サービスの 提供に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による 高額障害児通所給 付費の支給又は障 害福祉サービスの 提供に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>児童福祉法による障 害児通所支援に関 する情報、地方税関 係情報、住民票関係 情報、介護保険給付 情報、関係情報又は 障害者自立支援給付 関係情報であつて 主務省令で定める もの</p>

<p>十六 都道府県知事又は市町村長</p>	<p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて</p>	<p>市町村長</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十三 市町村長</p>	<p>児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十四 都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による児童福祉法第二十四條の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十六の二 都道府県知事又は市町村長</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>主務省令で定めるもの</p>

<p>十六の二 都道府県知事又は市町村長</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>主務省令で定めるもの</p>
<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>主務省令で定めるもの</p>

十七 市町 村長	予防接種法による 給付（同法第十五 条第一項の疾病に 係るものに限る。） の支給に関する事 務であつて主務省 令で定めるもの	医療保険者その 他の法令による 医療に関する給 付の支給を行う こととされてい る者	医療保険各法その他 の法令による医療に 関する給付の支給に 関する情報であつて 主務省令で定めるも の
十八 市町 村長	予防接種法による 給付の支給又は実 費の徴収に関する 事務であつて主務 省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は 住民票関係情報であ つて主務省令で定め るもの
十九 市町 村長	予防接種法による 給付（同法第十五 条第一項の障害に 係るものに限る。） の支給に関する事 務であつて主務省 令で定めるもの	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律その他 の法令による障 害を有する者に ついて支給され る手当を支給す ることとされて いる者	特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 その他の法令による 障害を有する者に する手当の支給に関 する情報であつて主 務省令で定めるもの
二十 市町 村長	身体障害者福祉法 による障害福祉サ ービス、障害者支 援施設等への入所 等の措置又は費用 の徴収に関する事 務であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事 市町村長	障害者関係情報であ つて主務省令で定め るもの 生活保護関係情報又 は中国残留邦人等支 援給付等関係情報で あつて主務省令で定 めるもの
二十一 厚 生労働大 臣	身体障害者福祉法 による費用の徴収 に関する事務であ つて主務省令で定 めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報又 は中国残留邦人等支 援給付等関係情報で あつて主務省令で定 めるもの 住民票関係情報又は 障害者自立支援給付 関係情報であつて主 務省令で定めるもの

二十二 都 道府県知 事	精神保健及び精神 障害者福祉に関す る法律による入院 措置に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの	精神保健及び精神 障害者福祉及び精 神障害者福祉に 関する法律第三 十条の二に規定 する他の法律に よる医療に關す る給付の支給を 行うこととされ ている者	精神保健及び精神障 害者福祉に関する法 律第三十条の二に規 定する他の法律によ る医療に関する給付 の支給に関する情報 であつて主務省令で 定めるもの
二十三 都 道府県知 事	精神保健及び精神 障害者福祉に関する 法律による入院 措置又は費用の徴 収に関する事務で あつて主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は 住民票関係情報であ つて主務省令で定め るもの
二十四 都 道府県知 事	精神保健及び精神 障害者福祉に関する 法律による費用 の徴収に関する事 務であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又 は中国残留邦人等支 援給付等関係情報で あつて主務省令で定 めるもの
二十五 都 道府県知 事	精神保健及び精神 障害者福祉に關す る法律による精神 障害者保健福祉手 帳の交付に関する 事務であつて主務 省令で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合	年金給付関係情報又 は厚生年金保険制度 及び農林漁業団体職 員共済組合制度の統 合を図るための農林 漁業団体職員共済組 合法等を廃止する等 の法律による年金で ある給付若しくは特 定障害者に対する特 別障害給付金の支給 に関する法律による 特別障害給付金の支 給に関する情報であ つて主務省令で定め るもの

生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
厚生労働大臣

医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

都道府県知事

災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾

労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、雇用保険法による給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）、又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）、であつて主務省令で定めるもの

都道府県知事等

市町村長

病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給

都道府県教育委員会又は市町村	文部科学大臣又は都道府県教育委員会		厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	社会福祉協議会	付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特	定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用
----------------	-------------------	--	--------------------------------------	---------	-------------------------------------	---	---	---	--	--------------------

二十七市 町村長										
地方税法その他の地方税に関する法	後期高齢者医療	医療保険者又は	厚生労働大臣又は都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣又は都道府県知事	教育委員会	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令	地方税法その他の地方税に関する法

又は市町 村教育委 員会	助に関する事務で あつて主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は 住民票関係情報であ つて主務省令で定め るもの
三十九 国 家公務員 共済組合	国家公務員共済組 合法による短期給 付の支給に関する 事務であつて主務 省令で定めるもの	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合 市町村長	医療保険給付関係情 報であつて主務省令 で定めるもの 地方税関係情報、住 民票関係情報又は介 護保険給付等関係情 報であつて主務省令 で定めるもの 年金給付関係情報で あつて主務省令で定 めるもの
四十 国家 公務員共 済組合連 合会	国家公務員共済組 合法又は国家公務 員共済組合法の長 期給付に関する施 行法による年金で ある給付の支給に 関する事務であつ て主務省令で定め るもの	市町村長 厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	地方税関係情報又は 住民票関係情報であ つて主務省令で定め るもの 年金給付関係情報で あつて主務省令で定 めるもの
四十一 国 家公務員 共済組合 連合会	国家公務員共済組 合法による年金で ある給付の支給に 関する事務であつ て主務省令で定め るもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報 であつて主務省令で 定めるもの

四十二 市 町村長又 は国民健 康保険組 合	るもの 国民健康保険法に よる保険給付の支 給又は保険料の徴 収に関する事務で あつて主務省令で 定めるもの	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合 市町村長	医療保険給付関係情 報であつて主務省令 で定めるもの 地方税関係情報、住 民票関係情報又は介 護保険給付等関係情 報であつて主務省令 で定めるもの
四十三 市 町村長又 は国民健 康保険組 合	国民健康保険法に よる保険給付の支 給に関する事務で あつて主務省令で 定めるもの	国民健康保険法 第五十六条第一 項に規定する他 の法令による給 付の支給を行う こととされてい る者 厚生労働大臣	国民健康保険法第五 十六条第一項に規定 する他の法令による 給付の支給に関する 情報であつて主務省 令で定めるもの
四十四 市 町村長	国民健康保険法に よる保険料の徴収 に関する事務であ つて主務省令で定 めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	失業等給付関係情報 であつて主務省令で 定めるもの
四十五 市 町村長	国民健康保険法に よる特別徴収の方 法による保険料の 徴収又は納入に関 する事務であつて 主務省令で定める もの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	年金給付関係情報で あつて主務省令で定 めるもの
四十六 厚 生労働大 臣又は共 済組合等	国民健康保険法に よる特別徴収の方 法による保険料の 徴収又は納入に関 する事務であつて 主務省令で定める もの	市町村長	国民健康保険法第七 十六条の四において 準用する介護保険法 第三百三十六条第一 項（同法第四百十 三条において準用す る場合を含む）、第 百三十八条第一項又 は第四百四十一条第 一項の規定により通 知することとされて いる事項に関する情 報

<p>る施行者である都道府県知事又は市町村長</p>	<p>五十五厚 生労働大臣</p>	<p>五十六厚 生労働大臣</p>	<p>五十六の二 市町村長</p>	<p>収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特別調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び</p>
----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--	---	--	---	-------------	---------------	---------------	---------------	--	------------------------------	--------------------------------	--

<p>五十七 道府県知事等</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置</p>
-----------------------	-------------	-----------------------	---------------------	--	--	-----------------------------------	--	--	---------------	---------------------	---------------	------------------------------------	---

五十八 地方公務員 共済組合		地方公務員等共済 組合法による短期 給付の支給に關す る事務であつて主 務省令で定めるも の					
市町村長	児童扶養手当法 第三条第二項に 規定する公的 年金給付の支給 を行うこととされ ている者	厚生労働大臣又 は都道府県知事	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	市町村長	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	地方公務員等共 済組合法第六十 条第二項に規定す る公的年金給付の 支給に關する情報 であつて主務省令 で定めるもの	児童扶養手当法第 三條第二項に規定 する公的年金給付 の支給に關する情 報であつて主務省 令で定めるもの
をいう。若しくは 日常生活上の援助及 び生活指導並びに就 業の支援の実施に關 する情報又は障害者 關係情報であつて主 務省令で定めるもの	地方税關係情報、住 民票關係情報又は障 害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 による療養介護若し くは施設入所支援に 關する情報であつて 主務省令で定めるも の	児童扶養手当法第三 條第二項に規定する 公的年金給付の支給 に關する情報であつ て主務省令で定める もの	特別児童扶養手当關 係情報であつて主務 省令で定めるもの	医療保険給付關係情 報であつて主務省令 で定めるもの	地方税關係情報、住 民票關係情報又は介 護保険給付等關係情 報であつて主務省令 で定めるもの	年金給付關係情報で あつて主務省令で定 めるもの	地方公務員等共済組 合法第六十二條第一

五十九 地方公務員 共済組合 又は全国 市町村職 員共済組 合連合会		六十 地方 公務員共 済組合又 は全国市 町村職員 共済組合 連合会		六十一 市 町村長		六十二 市 町村長	
地方公務員等共済 組合法又は地方公 務員等共済組合法 の長期給付等に關 する施行法による 年金である給付の 支給に關する事務 であつて主務省令 で定めるもの	地方公務員等共済 組合法による年金 である給付の支給 に關する事務であ つて主務省令で定 めるもの	都道府県知事等	厚生労働大臣 補償基金	市町村長	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	老人福祉法による 費用の徴収に關す る事務であつて主 務省令で定めるも の	老人福祉法による 福祉の措置に關す る事務であつて主 務省令で定めるも の
二條第一項に規 定する他の法令 による給付の支 給を行うことと されている者	地方公務員災害 補償基金	厚生労働大臣	地方公務員災害 補償基金	市町村長	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	給付に關する情報 であつて主務省令 で定めるもの	給付に關する情報 であつて主務省令 で定めるもの
地方公務員災害補償 關係情報であつて主 務省令で定めるもの	失業等給付關係情報 であつて主務省令で 定めるもの	年金給付關係情報 であつて主務省令で 定めるもの	地方公務員災害補償 關係情報であつて主 務省令で定めるもの	失業等給付關係情報 であつて主務省令で 定めるもの	生活保護關係情報 であつて主務省令で 定めるもの	地方税關係情報、住 民票關係情報又は介 護保険給付等關係情 報であつて主務省令 で定めるもの	医療保険給付關係情 報であつて主務省令 で定めるもの
労働者災害補償關係 情報又は失業等給付							

六十三 都府県知事	六十四 都府県知事又は市町村長	六十五 都府県知事等						
母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	都道府県知事等	市町村長	市町村長	厚生労働大臣
地方税関係情報であるもの	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であるもの	地方税関係情報であるもの	地方税関係情報であるもの	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であるもの

六十七 都府県知事等	六十八 都府県知事等	六十九 都府県知事等	七十 市町村長	六十六 厚大臣又は都府県知事				
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であるもの	年金給付関係情報であるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であるもの	年金給付関係情報であるもの	地方税関係情報であるもの	住民票関係情報であるもの	地方税関係情報であるもの	係情報であつて主務省令で定めるもの

七十一 厚生 生労働大臣又は都道府県知事	七十二 地方公務員災害補償基金	七十三 石炭鉱業年金基金	七十四 市町村長 (児童手当) 当法第十 七条第一 項の表の 下欄に掲 げる者を 含む。	七十五 市町村長	七十六 厚生
雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による
市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

生労働大臣	七十七 厚生 生労働大臣	七十八 厚生 生労働大臣	七十九 厚生 生労働大臣	八十 後期 高齢者医 療広域連 合	八十一 後 期高齢者 医療広域 連合
失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は療給付の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	市町村長	市町村長	都道府県知事	厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
雇用保険法第三十七條第八項に規定する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七條第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
あつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの

て主務省令で定め
るもの

厚生労働大臣

都道府県知事

都道府県知事等

労働者災害補償関係
情報、戦傷病者戦没
者遺族等援護関係情
報、失業等給付関係
情報、原子爆弾被爆
者に対する援護に関
する法律による一般
疾病医療費の支給に
関する情報、石綿健
康被害救済給付等関
係情報又は職業訓練
受講給付金関係情報
であつて主務省令で
定めるもの

災害救助法による救
助若しくは扶助金の
支給、児童福祉法に
よる小児慢性特定疾
病医療費、療育の給
付若しくは障害児入
所給付費の支給若し
くは母子及び父子並
びに寡婦福祉法によ
る資金の貸付けに関
する情報、障害者自
立支援給付関係情報
又は難病の患者に対
する医療等に関する
法律による特定医療
費の支給に関する情
報であつて主務省令
で定めるもの

厚生労働大臣若
しくは日本年金
機構、共済組合
等又は農林漁業
団体職員共済組
合

社会福祉協議会

市町村長

くは特別障害者手当
若しくは昭和六十年
法律第三十四号附則
第九十七条第一項の
福祉手当の支給に関
する情報であつて主
務省令で定めるもの

年金給付関係情報又
は厚生年金保険制度
及び農林漁業団体職
員共済組合制度の統
合を図るための農林
漁業団体職員共済組
合法等を廃止する等
の法律による年金で
ある給付若しくは特
定障害者に対する特別障
害給付金若しくは年
金生活者支援給付金

文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働大臣又は都道府県知事	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣又は都道府県知事等
特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

八十八 厚生労働大臣	八十九 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市市長	九十 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市市長	九十一 厚生労働大臣
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市市長	市町村長	市町村長	市町村長 共済組合等
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

<p>百二 農林 漁業団体 職員共済 組合</p>	<p>百一 厚生 労働大臣</p>	<p>百 国民年 金基金連 合会</p>	<p>九十九 確 定拠出年 金法第三 条第三項 第一号に 規定する 事業主</p>
<p>厚生年金保険制度 及び農林漁業団体 職員共済組合制度 の統合を図るため の農林漁業団体職 員共済組合法等を 廃止する等の法律 による年金である</p>	<p>厚生年金保険制度 及び農林漁業団体 職員共済組合制度 の統合を図るため の農林漁業団体職 員共済組合法等を 廃止する等の法律 による年金である</p>	<p>確定拠出年金法に よる個人型年金の 給付又は脱退一時 金の支給に関する 事務であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>確定拠出年金法に よる企業型年金の 給付又は脱退一時 金の支給に関する 事務であつて主務 省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又 は日本年金機構 独立行政法人農 業者年金基金</p>	<p>厚生労働大臣又 は日本年金機構</p>
<p>厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等</p>	<p>共済組合等又は 農林漁業団体職 員共済組合</p>	<p>年金給付関係情報 又は厚生年金保険 制度及び農林漁業 団体職員共済組合 を円滑にするため の農林漁業団体職 員共済組合の統 合を図るための農 業法等を廃止する 等の法律による年 金である給付の支 給に関する情報であ つて主務省令で定 めるもの</p>	<p>年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>

<p>百四 独立 行政法人 日本スポ ーツ振興 センター</p>	<p>百三 独立 行政法人 農業者年 金基金</p>	<p>市町村長</p>	<p>給付（同法附則第 十六条第三項の規 定により厚生年金 保険の実施者たる 政府が支給するも のとされた年金で ある給付を除く。） 若しくは一時金の 支給又は特例業務 負担金の徴収に関 する事務であつて 主務省令で定める もの</p>
<p>独立行政法人日本 スポーツ振興セン ター法による災害 共済給付の支給に 関する事務であつ て主務省令で定め るもの</p>	<p>独立行政法人農業者 年金基金法による 給付の支給に 関する事務であ つて主務省令 で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合</p>	<p>給付（同法附則第 十六条第三項の規 定により厚生年金 保険の実施者たる 政府が支給するも のとされた年金で ある給付を除く。） 若しくは一時金の 支給又は特例業務 負担金の徴収に関 する事務であつて 主務省令で定める もの</p>
<p>都道府県知事等</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合 等又は農林漁業 団体職員共済組 合</p>	<p>年金給付関係情報 又は厚生年金保険 制度及び農林漁業 団体職員共済組合 を円滑にするため の農林漁業団体職 員共済組合の統 合を図るための農 業法等を廃止する 等の法律による年 金である給付の支 給に関する情報であ つて主務省令で定 めるもの</p>
<p>生活保護関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報 又は厚生年金保険 制度及び農林漁業 団体職員共済組合 を円滑にするため の農林漁業団体職 員共済組合の統 合を図るための農 業法等を廃止する 等の法律による年 金である給付の支 給に関する情報であ つて主務省令で定 めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は 住民票関係情報であ つて主務省令で定め るもの</p>	<p>年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの</p>

府県知事 又は市町 村長	及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている	び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十 都道府県知事 又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付の遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

百十三 文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	の高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十四 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十五 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第三項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子ども・子育てのための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	都道府県知事		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>百十七 厚 生 労 働 大 臣</p>	<p>百十七 厚 生 労 働 大 臣</p>	<p>百十七 厚 生 労 働 大 臣</p>	<p>百十七 厚 生 労 働 大 臣</p>	<p>百十七 厚 生 労 働 大 臣</p>
<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務省令で定めるもの</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務省令で定めるもの</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務省令で定めるもの</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務省令で定めるもの</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>都道府県知事等</p>
<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>百十八 平 成 二 十 五 年 法 律 第 六 十 三 号 附 則 第 三 条 第 一 号 に 規 定 す る 存 続 厚 生 年 金 基 金</p>	<p>百十八 平 成 二 十 五 年 法 律 第 六 十 三 号 附 則 第 三 条 第 一 号 に 規 定 す る 存 続 厚 生 年 金 基 金</p>	<p>百十八 平 成 二 十 五 年 法 律 第 六 十 三 号 附 則 第 三 条 第 一 号 に 規 定 す る 存 続 厚 生 年 金 基 金</p>	<p>百十八 平 成 二 十 五 年 法 律 第 六 十 三 号 附 則 第 三 条 第 一 号 に 規 定 す る 存 続 厚 生 年 金 基 金</p>	<p>百十八 平 成 二 十 五 年 法 律 第 六 十 三 号 附 則 第 三 条 第 一 号 に 規 定 す る 存 続 厚 生 年 金 基 金</p>
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年八月二二日法律第六七号）

附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

〔平成二十七年政令第三号により平成二十七年四月一日から施行〕

○災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年六月二一日法律第五四号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（三）（略）

四 附則第二十条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

〔平成二十五年政令第二八四号により平成二十五年一〇月一日から施行〕

五（略）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律六月二六日第六三号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二十六年政令第七二号により平成二十六年四月一日から施行〕

一（四）（略）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年一二月四日法律第九〇号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

○生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年一二月一三日法律第一〇四号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（三）（略）

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年一二月一三日法律第一〇六号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年三月三一日法律第一〇号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日

イ（略）

ロ 第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条第六項の改正規定、同法第十条の六第一項の改正規定（「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限る。）、同法第十三条第一項の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に「。以下この条において同じ」を加える部分、同条第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を除く。）、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の二の第二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七條の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第三十七條の十四第十五項」を「第三十七條の十四第二十五項」に、「第三十七條の十四第十七項」

ら第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条、第五十三条第六項、第五十六条、第六十一条（第四項を除く。）、第六十三条及び第六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（第十五項）を「第二十五項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ハ 第十二条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）並びに附則第三百三十七条第二項及び第六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（第四条第一項）の下に「若しくは第四条の三第一項」を加える部分に限る。）に限る。）の規定

三 二十二（略）

○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二六年四月二三日法律第二八号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一（略）
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

○地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年五月三〇日法律第四二号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三（略）

〔平成二七年政令第二九号により平成二八年四月一日から施行〕

○児童福祉法の一部を改正する法律（平成二六年五月三〇日法律第四七号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二六年五月三〇日法律第五〇号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二六年六月二五日法律第八三号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四條の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第七十五条の十一、第七十五条の二十二第一項及び第七十五条の四十五の改正規定、同法第一百五條の四十五の次に十條を加える改正規定、同法第一百五條の四十六及び第七十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五條の四十八を同法第一百五條の四十九とし、同法第一百五條の四十七の次に一條を加える改正規定、同法第一百七條、第一百八條、第二百二十二條の二、第二百十三條第三項及び第二百二十四條第三項の改正規定、同法第二百二十四條の次に二條を加える改正規定、同法第二百二十六條第一項、第二百二十七條、第二百八條、第二百四十一條の見出し及び同條第一項、第二百四十八條第二項、第二百五十二條及び第二百五十三條並びに第七十六條の改正規定、同法第一章の章名の改正規定、同法第一百七十九條から第八十二條までの改正規定、同法第二百條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二條第一項、第二百三條及び第二百五條並びに附則第九條第一項ただし書の改正規定並

びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高年齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定（平成二十七年四月一日）

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年三月三十一日法律第九号）

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 三 （略）
- 二 次に掲げる規定（平成二十八年一月一日）

イ・ロ （略）

ハ 第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の八」を「第九条の九」に改める部分に限る。）、（略）、第二百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。）並びに第二百二十九条の規定）

ニ ト （略）

五 七 （略）

八 第三条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定並びに附則第三十四条第四項及び第二百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、

第三項若しくは第四項」に改める部分に限る。）の規定（平成三十年一月一日）
九 十七 （略）

○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年五月七日法律第七号）

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二 （略）

○個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年九月九日法律第六十五号）

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定（公布の日）

〔平成二八年政令第三八五号により平成二九年五月三〇日から施行〕

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十一条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定（平成二十八年一月一日）

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定（番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日）
〔平成二十七年政令第一七一号により平成二八年一月一日から施行〕

四 （略）

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第二十四条及び第三十六条の規定（番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日）

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）
〔平成二八年政令第四〇五号により平成二九年五月三〇日から施行〕

（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特

定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日以前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（守秘義務に関する経過措置）

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十二条 （略）

2・3 （略）

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号））第二条に規定するサイバーセキュリティをいう）に関する対策の的確な策

定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 (略)

※ 議員修正

○所得税法等の一部を改正する法律(平成二八年三月三十一日法律第一五号)

附則

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第五十一条の

二 第四項第二号の改正規定(「第百五十一条の二第一項又は第二項」を「第百五十一条の四第一項又は第二項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の)」に改める部分を除く)、同法第六十六条の改正規定(同条中「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く)並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第六十六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)の規定

ロ・ト (略)
四・七 (略)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二八年五月二〇日法律第四七号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項、第二項及び第三項(同項第一号の規定による申出書の提出に係る部分に限る)、第六条から第十條まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る)、第四十四条並びに第四十六条の規定公布の日

二・三 (略)

○行政機関等の保有する個人情報 の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八年五月二七日法律第五一号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

[平成二九年政令第一八号により平成二九年五月三〇日から施行]

○児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二八年六月三日法律第六三号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

○行政機関等の保有する個人情報 の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八年五月二七日法律第五一号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

[平成二九年政令第一八号により平成二九年五月三〇日から施行]

○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律(平成二七年三月三十一日法律第九号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二九年四月二六日法律第二五号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条、第七条（農業災害補償法第四十三條の二第一項にただし書を加える改正規定に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定 公布の日
- 二・三 （略）

○地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成二九年五月二四日法律第三六号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

〔平成二九年政令第一四八号により平成二九年五月二九日から施行〕

〔未施行の改正規定〕

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一・二 （略）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中九十七の項を九十八の項とし、九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項の次に次のように加える。

九十五 厚生労働大臣	九十七 厚生労働大臣	九十八 市町村長	九十九 市町村長
年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二四年法律第二二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を、「特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百十九の項とし、百十七の項百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加える。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年八月二二日法律第六十八号）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月一日

改正 平二七法九〔平成二十七年四月一日〕、平二八法八五〔平成二十八年一月二八日〕

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年五月二十九日法律第三一号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項の次に次のように加える。

三十の二 都道府県知事	国民健康保険法による国民健康保険給付費等交付金の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-------------	--

○地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二八年三月三十一日法律第一三三号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七條中地方財政法第三十三の四第一項の改正規定及び同法第三十三條の五の八の次に一條を加える改正規定並びに第九條並びに附則第四條第二項、第六條(第六項を除く。)、第十條、第十四條、第十七條第二項及び第三項、第二十條(第二項を除く。)、第三十一條第一項から第三項まで、第三十二條第一項、第三十五條(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七條の三第二項、第三十九條、第四十條、第四十一條(税理士法(昭和二十六年法律

第二百三十七号)第五十一條の二の改正規定に限る。)、第四十二條から第四十八條まで、第五十條並びに第五十二條から第五十六條までの規定 平成三十一年十月一日

改正 平二八法八六〔平成二十八年一月二八日〕

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五十四條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十九の項を次のように改める。

八十九 削除

別表第一に次のように加える。

九十九 都道府県知事	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	--

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二九年六月二日法律第五二号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第四十六條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。別表第二の十二の項中「第二十一條の五の三十」を「第二十一條の五の三十一」に改める。